

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市篠ノ井会三五一番地一三、最後の住所長野市青木島町大塚一六六番地五
五 被相続人 亡 幸田 和巳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日

長野市県四六〇番地二弁護士法人宮澤法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡岐南町みやま一丁目一五三番地、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町みやま一丁目一五三番地
被相続人 亡 夏目 晴彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日
事務所岐阜県岐阜市杉山町一〇 一階A号
室 山田徹法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区上清水町一五番三番、最後の住所静岡県清水区上清水町一五番三番、被相続人 亡 山本 玲実
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日

静岡市葵区馬場町四三一 静岡法律事務所
相続財産清算人 弁護士 植松 真樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市藤原町石川九二五番地一、最後の住所愛知県春日井市気噴町北一丁目二三〇番地ホリホック川北二〇二二番地
被相続人 亡 伊藤 春雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日

名古屋市中区錦二丁目一五番一五号 豊島ビル一〇階 石原総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 立松 稔惟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市栄町一三三番地、最後の住所愛知県豊橋市下地町字野箱五七番地一グ
ループホームイノベル下地
被相続人 亡 富田 米次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日
愛知県豊橋市前田町一丁目二番地の二 弁護士法人柴田・中川法律特許事務所
相続財産清算人 弁護士 中川 彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府中京区堺町通竹屋町上る橋町九二番地、最後の住所京都市中京区堺町通竹屋町上る橋町九二番地シンフォニー御所堺町御門前二〇五号
被相続人 亡 江口 英子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日

滋賀県草津市野路一四一六MNK-3ビル四階 植平法律事務所
相続財産清算人 弁護士 植平 朋行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡洋野町稲穂第二三三番地割二七番地、最後の住所大阪府枚方市招提南町三丁目一七番二一〇九号
被相続人 亡 中村 昭博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日
大阪府北区西天満三丁目六番三番 西天満福岡ビル三階三〇一A
相続財産清算人 弁護士 門松 真由

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区松崎町四丁目二七番地、最後の住所大阪府八尾市東山本新町四丁目九番一七号
被相続人 亡 難波 淑子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日

大阪府北区東天満二一六七 南森町東一
号館六階
相続財産清算人 弁護士 阪中 達彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市新田三丁目二九〇番地三、最後の住所大阪府豊中市北桜塚三丁目七番三
一 被相続人 亡 関 陽一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日
大阪府大阪市西区西本町一丁目八番二番 三晃ビル五〇一〇
相続財産清算人 弁護士 三谷 岳大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目七〇番地、最後の住所大阪府羽曳野市高鷲三丁目五番二八号
被相続人 亡 尾園 茂
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月一日

大阪府北区西天満四丁目三番二五号梅田ブラザビル別館三〇一〇号シリウス法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大森 裕子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 染谷 順子
従来の住所 不詳

本籍 茨城県つくばみらい市板橋四六九番地
生年月日 昭和九年十月二十三日
供託所 東京法務局

供託番号 令和八年度金第二三四五二二
供託金額 七、〇五三、九五九円
裁判所 東京家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件
事件番号 令和五年（家）第七三一一五四号
令和八年十月一日

東京都新宿区四谷三栄町二二番五号ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 酒井 桃子

第75期決算公告

令和8年6月18日

新潟県新潟市中央区万代三丁目1番1号

株式会社BSNウェーブ

代表取締役社長 金田 博幸

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	528,867	流動負債	322,202
固定資産	1,209,708	固定負債	249,042
		資本	1,165,048
		資本剰余金	85,000
		資本準備金	105,809
		利益剰余金	105,809
		利益準備金	974,238
		利益準備金	21,250
		その他利益剰余金	952,988
		(うち当期純利益)	(64,193)
		評価・換算差額等	2,281
資産合計	1,738,575	負債・純資産合計	1,738,575

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

株式会社文化堂は、令和7年12月31日に利用を終了した自家型前払式支払手段「スマイルワンカード」について、以下の通り未使用残高の払戻しをいたします。

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社文化堂
- 払戻しを行う前払式支払手段の種類
スマイルワンカード
- 払戻しの申出期間
令和8年10月1日午前10時00分から令和9年1月29日午後6時00分まで
※当該期間内に申出がない場合は、本払戻し手続きから除斥されます。
- 申出および問合せ先
住所: 東京都品川区二葉4丁目2番14号
株式会社文化堂 払戻し窓口
電話: 03-3785-0226